

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

奈良県教育委員会規則第九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項に規定する手続に関する規則（平成十五年一月奈良県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
第五条（見出しを含む。）中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。